

高松市旅館施設等の建築等に関する指導要綱

昭和59年8月25日

高松市公示第 187号

改正 平成 元年 1月28日高松市告示第 32号
平成 8年 7月 8日高松市告示第492号
平成10年 9月24日高松市告示第522号
平成16年 5月17日高松市告示第319号
平成31年 3月28日高松市告示第283号

(目的)

第1条 この要綱は、市民の善良な風俗及び健全な生活環境の保持並びに青少年の健全な育成を図るため、本市の区域内における旅館施設及び個室施設の建築等に関し必要な指導を行い、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用途に供する施設をいう。
- (2) モーター類似旅館等 旅館施設のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に該当する店舗型性風俗特殊営業の用途に供する施設であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第3条第1項第2号に掲げるもの又は構造等が次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 外部から内部を見通すことができる玄関（原則として1か所）を設けていないもの
 - イ 客と直接対面するための十分な開口部を有する玄関帳場、フロントその他これらに類する設備を設けていないもの
 - ウ イに規定する設備から、客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等のいずれかを見通すことができるようになっていないもの
 - エ 通常、客が駐車場から玄関帳場、フロントその他これらに類する設備を

經由しないで直接客室に出入りできるようになっているもの

オ 駐車施設が、内部を見通すことができる共同施設でないもの

カ 施設の形態又は意匠が、周囲の清浄な環境を害するおそれがあると市長が認めるもの

(3) 個室施設 個室を利用して営業を行う施設をいう。ただし、次のいずれかに該当する施設を除く。

ア 病院、倉庫、車庫その他これらに類する施設

イ 個室部分の1室の床面積が29平方メートル以上の施設

ウ 個室部分がふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた開放性の高い施設

(4) レンタルルーム類似施設 個室施設のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に該当する店舗型性風俗特殊営業の用途に供する施設であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第3条第1項第1号に掲げるもの又は次のいずれかに該当するものをいう。

ア 1室の床面積が16平方メートル以下で、かつ、外部から内部を容易に見通すことができないもの

イ 密室化して管理者等が随時に監視できないもの

ウ 施設の使用形態が周囲の清浄な環境を害するおそれがあると市長が認めるもの

(5) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築（建築物の移転を除く。）、同条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。

（適用対象地域）

第3条 この要綱を適用する地域は、次のとおりとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の2に規定する特定用途制限地域

(2) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち次に掲げる地域

ア 旅館施設については第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

イ 個室施設については第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

(3) 都市計画法第5条に規定する都市計画区域以外の地域のうち次に掲げる区域

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の敷地の周囲200メートル以内の区域

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の敷地の周囲200メートル以内の区域

ウ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設及び同法第42条に規定する公民館類似施設の敷地の周囲200メートル以内の区域

エ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び同法第33条に規定する公園予定区域の周囲100メートル以内の区域

（市長の同意）

第4条 旅館施設又は個室施設（以下この項、次条及び第7条第1項においてこれらを「旅館施設等」という。）を建築し、又は旅館施設等以外の施設の用途を変更して旅館施設等としようとする者は、次に掲げる行政上の手続を開始しようとする前に、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による農地転用の許可の申請

(2) 都市計画法第29条の規定による開発行為の許可の申請、同法第43条第1項の規定による建築等の許可の申請及び同法第53条第1項の規定による建築の許可の申請

(3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の規定による建築行為等の許可の申請

(4) 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請（同法第6条第1項の規定の適用を受けない場合にあっては、同法第15条第1項の規定による建築工事の届出）

(5) 旅館業法第3条第1項の規定による許可の申請

2 前項の規定による同意を得ようとする者は（以下「申出者」という。）は、旅

館施設等建築計画申出書（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図（駐車施設を含む。）
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図及び展開図
- (5) 広告物及び屋外照明設備の設置場所、形状及び色彩を明示した図面
- (6) その他市長が必要と認める図書

第5条 市長は、前条第2項に規定する申出に係る旅館施設等がモーテル類似旅館等又はレンタルルーム類似施設に該当する場合は、同条第1項の同意をしないものとする。

（同意の決定及び通知）

第6条 市長は、第4条第2項に規定する申出書の提出を受けたときは、その内容を審査し、同条第1項の同意の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により第4条第1項の同意の可否を決定したときは、旅館施設等建築同意（不同意）通知書（様式第2号）により速やかにその結果を申出者に通知するものとする。

（勧告及び公表）

第7条 市長は、前条第2項の規定により第4条第1項の同意をしない旨の通知を受けたにもかかわらず、当該申出に係る旅館施設等を建築しようとする者又は旅館施設等以外の施設の用途を変更して旅館施設等としようとする者及び当該旅館施設等の敷地の所有者に対し、その計画の変更又は中止の勧告をするものとする。

2 市長は、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和59年9月1日から施行し、施行日以後に建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書が提出されるものから適用する。

付則

- 1 この要綱は、平成元年2月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に提出される第4条第1項第4号に規定する確認の申請又は建築工事の届出に係わるものから適用する。

付則

- 1 この要綱は、平成8年7月8日から施行する。
- 2 改正後の高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱の規定は、平成8年5月21日以後に第4条第2項第の申出書を提出した者について適用し、同日前に提出した者については、なお従前の例による。

付則

- 1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。
建築工事の届出に係わるものから適用する。

附則

- 1 この要綱は、都市計画法第20条第1項の規定による特定用途制限地域の決定についての本市の告示があった日から施行する。(平成16年5月17日)

附則

- 1 この要綱は、平成31年3月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にした行為に対する勧告に関する規定の適用については、なお従前の例による。

高松市旅館施設の建築に関する指導要綱運用基準

指導要綱第2条(2)の4については、下記のとおりとする。

- ① 屋根及び屋上に、過度の装飾又は突起物等を設けたもの。
- ② 屋根が必要以上のドーム、円錐形、角錐形等となったもの。
- ③ 外壁に必要以上の凹凸、曲面又は傾斜を設けたもの。
- ④ 外壁の開口部が必要以上に三角形、円形又は楕円形となっているもの。
- ⑤ 屋根、外壁等にケバケバしい色彩を用いたもの。
- ⑥ 屋根、外壁等に過度のネオン等の照明設備を設けたもの。
- ⑦ 広告物の形状、色彩及び意匠が違和感を与えるもの。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日				
(宛先) 高松市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申出者 住所 氏名 電話番号 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">印</div>				
旅 館 施 設 等 建 築 計 画 申 出 書				
を建築 次のとおり旅館施設等（旅館施設・個室施設） したいので、高松市旅館施 に用途を変更				
設等の建築等に関する指導要綱第4条第2項の規定により、関係図書を添えて申し出ます。				
旅館施設等の名称				
旅館施設等の所在地				
敷 地	所 有 者			
	地 名 地 番			
	用 途 地 域	面 積	㎡	
建 築 物	建 築 面 積	㎡	延 べ 面 積	
	構 造	造	階 数	
	駐 車 場 面 積	㎡	駐 車 台 数	台
客 室 数		室	客 室 面 積	㎡
個 室 数		室	1 室 の 床 面 積	最小 ㎡
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日	工 事 完 了 予 定 日	年 月 日
営 業 許 可 申 請 予 定 日		年 月 日	確 認 申 請 予 定 日	年 月 日
添 付 図 書	(1) 付近見取図 (2) 配置図（駐車施設を含む。） (3) 各階平面図 (4) 2面以上の立面図及び展開図 (5) 広告物及び屋外照明設備の設置場所、形状及び色彩を明示した図面 (6) その他市長が必要と認める図書			
※ 受 付 欄	※ 受 付 番 号		第 号	
	※ 同 意 年 月 日		年 月 日	
	※ 勸 告 年 月 日		年 月 日	

(注)

- 1 ※印欄は記入しないでください。
- 2 「客室数」及び「客室面積」欄は旅館施設に係る申出の場合のみ、「個室数」及び「1室の床面積」欄は個室施設に係る申出の場合のみ記入してください。